

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和元年12月27日

精華町監査委員 船戸 明

同 安宅吉昭

令和元年度定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定に基づき、その結果について次のとおり意見を付して報告します。

なお、同条第12項の規定により、当該監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

第1 監査の概要

1 監査の期間

令和元年9月30日から令和元年12月12日まで

2 監査対象部局

総務部総務課、住民部人権啓発課、健康福祉環境部社会福祉課、健康福祉環境部健康推進課

3 監査の対象

(1) 補助金等

ア 平成30年度に支出した補助金等のうち、1団体又は1個人に対する支出金額が8,000千円以上のものを対象とする。この場合においては、当該団体又は個人に対して令和元年度に支出した補助金等も

対象とする。

イ アに該当する補助金等が1件のみの部局にあつては、アに該当する補助金等に加えて、平成30年度に支出した補助金等のうち、総支出金額が最大となる補助金等も対象とする。

ウ アに該当する補助金等が無い部局にあつては、平成30年度に支出した補助金等のうち、総支出金額が上位2件となる補助金等を対象とする。

監査対象部局	補助金等名
総務部総務課	① 職員の福利厚生に関する助成金 ② 自治会等運営助成金
住民部人権啓発課	① 城南人権擁護委員協議会助成金 ② 相楽保護司会に対する助成金
健康福祉環境部社会福祉課	① 民生児童委員協議会活動費等補助金 ② 社会福祉協議会運営助成金
健康福祉環境部健康推進課	① 妊婦健康診査費助成金 ② 風しん予防接種助成金

※ 補助金等は、負担金、補助及び交付金（節19）の補助金（細節2）に該当するものとする。

(2) 平成30年度定期監査において指導した事項の改善状況

4 監査の着眼点

(1) 補助金等

ア 必要に応じて要綱等が整備されているか。

イ 精華町補助金等の交付に関する規則及び個別の要綱等に基づき、交付手続が適正に行われているか。

ウ 補助金等の支出方法や交付時期は適正か。

エ 書類に形式上の不備はないか。

(2) 平成30年度定期監査において指導した事項の改善状況

平成30年度定期監査において指導した事項が改善されているか。

5 監査の方法

監査対象部局に対し以下資料の提出を求め書面調査を実施するとともに、令和元年11月25日に関係職員から説明を聴取した。

※監査資料

ア 補助金等

(ア) 補助金調査票（指定様式）

(イ) 調査票で指定した補助金交付事務に係る一連の書類

(ウ) 補助金交付について定めた要領や内規等

イ 平成30年度定期監査において指導した事項の改善状況

平成30年度定期監査指導事項等改善状況（指定様式）

第2 監査の結果及び意見

1 補助金等

(1) 精華町補助金等の交付に関する規則及び個別の要綱等に基づき、交付手続が適正に行われているか。

ア 自治会等運営助成金

実績報告書に、広報誌等を自治会等が自ら配布したことがわかる記載がないものが見受けられた。

この助成金の目的として、精華町自治会等運営助成金交付要綱第3条では「町からの広報誌等を自治会等が自治活動の一環として自ら配布する場合の諸経費補助」と規定されている。

そして、精華町補助金等交付に関する規則（以下「補助金規則」という。）第12条の規定により、補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及び交付条件に適合するかどうかを審査することとされている。

よって、この助成事業の成果の報告を受けた場合においては、広報誌等を自治会等が自ら配布したかどうかを審査されたい。

イ 民生児童委員協議会活動費等補助金

実績報告書の提出が、要綱で規定する提出期限を過ぎていた。

精華町民生児童委員協議会活動費等補助金交付要綱第8条では「毎年度12月末日までに精華町民生児童委員協議会活動費等補助金事業

実績報告書を町長に提出しなければならない。」と規定されている。

よって、実績報告書の提出は、12月末日までに行うよう補助事業者等に対して求められたい。

ウ 社会福祉協議会運営助成金

補助金交付申請書に、補助事業等に関する収支予算書が添付されていなかった。

補助金規則第4条では「補助事業者等が、補助金等の交付申請をしようとするときは、申請書に補助事業等に関する事業計画書及び収支予算書並びにその他町長が必要と認める書類を添え、町長が定める時期までに提出しなければならない。」と規定されている。

よって、補助金交付申請書には、収支予算書を添付するよう補助事業者等に対して求められたい。

(2) 補助金等の支出方法や交付時期は適正か。

ア 民生児童委員協議会活動費等補助金

補助金等を概算払により支払っているが、交付金額の確定後に精算書を作成されていなかった。

精華町会計規則第64条第1項では「資金前渡を受けた者は用件終了後、直ちに精算書を作成し、証拠書類を添え、収支命令者を經由して会計管理者に提出しなければならない。」と規定されており、同規則第67条第2項では「第64条の規定は、概算払の精算についてこれを準用する。」と規定されている。

よって、補助金等を概算払により支払った場合においては、交付金額の確定後に精算書の作成をされたい。

なお、前金払用の支出命令書が使用されていたため、概算払用のものを使用されたい。

(3) 書類に形式上の不備はないか。

ア 民生児童委員協議会活動費等補助金

起案文書の決裁年月日欄に記載がないものが見受けられた。

起案文書は、事案の処理について町が組織として意思決定をする基礎となるものである。

よって、起案文書の作成に当たっては、『文書事務の手引』に則り必要事項を記載されたい。

イ 妊婦健康診査費助成金

補助金交付申請書の提出年月日欄に記載がないものが見受けられた。精華町妊婦健康診査費助成要綱第5条第2項では「申請は、受診日から起算して1年以内に行うものとする」と規定されている。

つまり、補助金等の交付を決定するためには、申請が期限内に行われているかを審査する必要がある。

よって、補助金交付申請書には、提出年月日欄に記載するよう補助事業者等に対して求められたい。

2 平成30年度定期監査において指導した事項の改善状況

平成30年度において指導した内容については、おおむね改善がなされていた。